

子ども向け鉛規制の対象外規定を告示



米消費者製品安全委員会(CPSC)は1月20日、米消費者製品安全性改善法(CPSIA)に基づき12歳以下の子どもが使う製品を対象に強化した鉛含有量の規制について、技術上の問題から順守できないため規制の対象外にする電子機器に関する規定を官報告示しました。

対象外になるものとしては、

- ①ブラウン管ガラスなどに含まれる鉛
- ②鉄の合金化元素として使われた鉛(総重量の0.35%未満)
- ③アルミニウムの製造に使われた鉛(同0.4%未満)

など9種類を掲示しています。

なお、鉛含有量の上限値は2009年8月14日に600ppmから300ppmへと強化されています。

当社では、RoHS指令規制物質6項目の分析をはじめとした各種製品中の有害物質分析にも積極的に取り組んでおります。お気軽にお問い合わせください。

資料 2010年1月20日付 CPSC 官報

無機分析箇所 竹下尚長

